

拠点ステーションマニュアル

—在宅患者災害時対策整備支援事業—

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
災害対策検討委員会作成（2020年1月発行）

目 次

A. 拠点ステーションの皆様へ（はじめに）

B. 簡易発電機の使用方法

—使用マニュアル（簡易版）—

◎A 1（始動方法）～A 4（停止方法）◎非常用電源使用时チェック項目

—管理マニュアル（簡易版）—

◎B 1（運搬方法）～B 4（整備と点検）

C. 簡易発電機の運用マニュアル（拠点ステーション用）

◎平常時の発電機等の運用と注意点 平時の発電機運用フロー図

◎発災時の発電機等の運用と注意点 発災時の発電機運用フロー図

D. 資料集

●拠点ステーションにご協力いただきたい内容と注意事項（ご依頼）

◎様式 1；拠点ステーションにご協力いただきたい内容と注意事項

◎様式 2；簡易発電機使用にあたっての注意事項・貸出使用申請書（訪問看護 S T 用）

◎様式 3；簡易発電機使用にあたっての注意事項・貸出使用申請書（利用者用）

◎様式 4；非常用電源等、発電機の使用研修受講証明書

◎様式 5；登録者リスト（票）

◎様式 6；発電機（蓄電池）使用チェックリスト・報告書

E. 物品リスト

非常用電源等の物品リスト

医療資材等（リュック）等の物品リスト

F. 簡易発電機等の梱包、開封時の注意点

G. その他

発電機の保証書のコピー

蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

発電機の簡単操作手順ガイド・発電機安心電源パック・送り状 他

（透明ファイルにまとめて入っています）

A. 拠点ステーションの皆様へ

はじめに

日頃より、当協会の事業にご支援ご協力いただき誠にありがとうございます。さて、大阪府では、大阪府在宅患者支援整備事業により、2019年度より、簡易発電機等を配置・管理する拠点として、府内44カ所に拠点ステーションを設けることとなりました。

在宅人工呼吸器装着患者が、災害発生など緊急事態において、ライフラインが途絶えた場合、専用バッテリーのみで長時間にわたり人工呼吸器を稼働させるには、容量不足があると考えられます。このため、当協会は、大阪府から本事業の実施の委託を受けました。

災害発生時の対応は、利用者個人のセルフケアで対処して頂くのが基本ですが、緊急時には通電地域にも行けない・準備していた予備電源が使用できないなどの支障が出ることも想定されます。

拠点ステーションには、これら①非常用電源等の管理、②貸出しのための手続き等（発災時、平時の研修会等）にご協力いただきたく存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

尚、拠点ステーションは、各ブロック（2次医療圏域、大阪市は4地域）ごと、4カ所の訪問看護ステーションにお願いしており、原則2年の交代制となります。

本事業について及び、発電機等の取り扱い、管理方法については、本マニュアルに掲載しておりますので、どうぞご参照ください。

（当協会のホームページに、本事業の取り組みの報告、「災害発生時の電源確保のための自助対策マニュアル」にも随時掲載してまいりますので、併せてご確認ください。）

本事業の趣旨をご理解していただき、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

TEL 06-6767-3800

FAX 06-6767-3801

B. 簡易発電機の使用方法 (簡易マニュアル)

<使用マニュアル>

- 表紙 表紙裏面；利用者への注意事項)
- A-1 発電機始動方法
- A-2 機器との接続
- A-3 ボンベの交換
- A-4 発電機の停止～使用後
非常電源使用時チェック項目

<管理マニュアル>

- B-1 運搬方法
- B-2 使用前の点検
- B-3 管理の方法
- B-4 整備と点検

C. 簡易発電機の運用マニュアル (拠点ステーション用)

I 平常時の簡易発電機の運用と注意点

- 1 拠点ステーション（発電機の保管ステーション）の任期と役割等について
- 2 簡易発電機を使用する可能性のある利用者のリスト作成について
- 3 大阪府訪問看護ステーション協会への報告について
- 4 研修会・訓練等の使用を目的とした簡易発電機の貸し出し手順
- 5 平時の発電機運用フロー図

II 発災時の簡易発電機の運用と注意点

- 1 拠点ステーションの利用者への貸し手順
- 2 ブロック内訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順
- 3 他のブロックの訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順
- 4 情報の公開（拠点ステーション・貸し出し状況）と‘拠点間移動’
- 5 発災時の発電機運用フロー図

簡易発電機の運用マニュアル（拠点ステーション用）

I 平常時の簡易発電機の運用と注意点

1 拠点ステーション（発電機の保管ステーション）の任期と役割等について

- ① 大阪府訪問看護ステーションの各ブロック会で、検討し決定します。
- ② 拠点ステーションは原則 2 年に 1 回 ブロック会で検討し変更または更新してください。
- ③ 拠点ステーションになると 大阪府訪問看護ステーション協会のホームページに事業所と連絡先を掲載します。
- ④ 拠点ステーションは「拠点ステーションにご協力いただきたい内容と注意事項」（※様式 1）を熟読しご理解のうえ ご協力をお願いします。
- ⑤ 拠点ステーションが、ブロック内の訪問看護ステーションの看護師等に、簡易発電機の使用法の研修を開催する場合は、研修受講後「発電機使用等、発電機の使用研修受講証明書」（※様式 4）を参加者に交付してください。
（記入は、参加者によって記入していただいて結構です。ホームページからのダウンロードも可能です。）
（利用者登録をする訪問看護ステーションでは、研修の受講は必須です。）
- ⑥ 拠点ステーションは、定期的なメンテナンスを行い 常に使用できる状態にしておいてください。（点検や研修に使用するガスボンベやエンジンオイルはブロック会で費用を負担していただきます。）
- ⑦ 年に 1 回、大阪府訪問看護ステーション協会に、簡易発電機の使用状況の報告をお願いします。（以下 I-3 を参照）

2 簡易発電機を使用する可能性のある利用者のリスト作成について

- ① 人工呼吸器使用中の利用者で 災害等の停電時に発電機の貸し出しを希望される場合、事前に、本マニュアルにある事項を十分理解していただいたうえで 「呼吸器に発電機を使用するにあたっての注意事項（利用者用）」（※様式 3）に必要事項を記載していただき、拠点ステーションでは、利用者登録リスト（※様式 5）を作成してください。
- ② 他のステーションの利用者（人工呼吸器装着者に限る）で発電機の貸し出しを希望される場合についても、「呼吸器に発電機を使用するにあたっての注意事項（利用者用）」（※様式 3）を事前に十分理解していただいた上で、必要事項を記載していただき、拠点ステーションで利用者登録リスト（※様式 5）を作成してください。
- ③ 上記の登録情報に関しては、利用者の同意を得た場合のみ、拠点ステーションで、慎重に管理してください。
- ④ 利用者情報を提供した訪問看護ステーションは、申請した利用者の住所変更や使用予定場所の変更、死亡等があれば随時連絡してください。また拠点ステーションも定期的に確認はしてください。

3 大阪府訪問看護ステーション協会への報告について

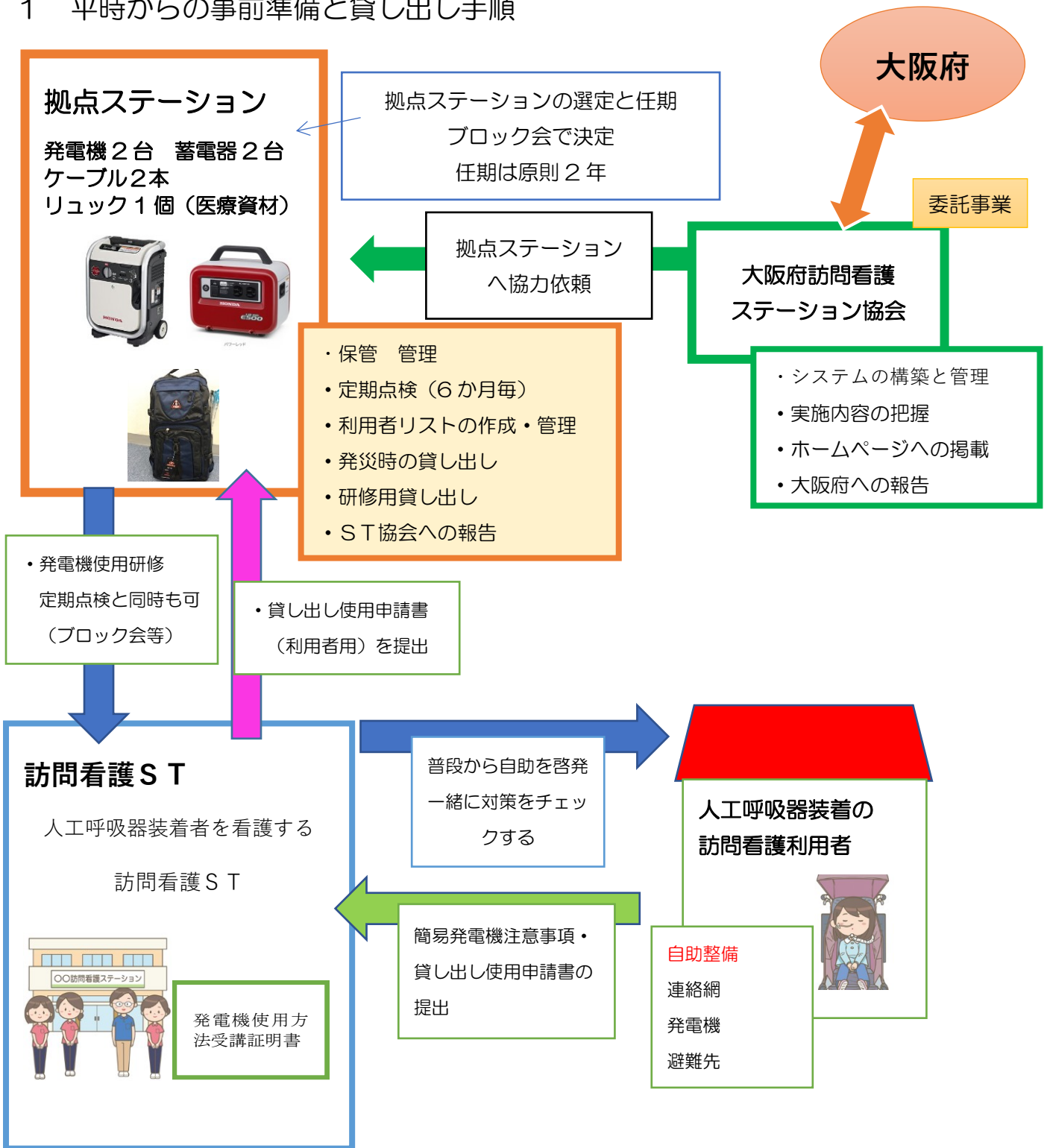
- ① 拠点ステーションは、年1回 発電機の使用状況・点検状況を「簡易発電機・蓄電池使用チェックシート」(※様式6)にて 大阪府訪問看護ステーション協会事務局にF a x等で報告してください。
- ② 大阪府訪問看護ステーション協会は、年1回大阪府に報告を行います。
- ③ 発電機の管理において何か問題等があれば、大阪府訪問看護ステーション事務局に連絡してください。

4 研修会・訓練等の使用を目的とした簡易発電機の貸し出し手順

- ① 簡易発電機は、発災時の使用だけではなく、日頃から研修・訓練等のできる限り多くの訪問看護師等が、使用方法を熟知するために活用できるものとしします。
- ② 拠点ステーションで研修や訓練を行った場合は、研修・訓練を受けた看護師に対して「発電機使用方法受講証明書」を拠点ステーションから、配布してください。
(様式は当会ホームページからもダウンロードできるようになっています。)
(受講証への記入は、研修をうけた訪問看護師が自身で行っていただいて結構です)
- ③ 研修のための貸し出しを希望するステーション(複数のステーションが一緒に行う場合も含む)は、拠点ステーションに貸し出しの予約をします。
- ④ 簡易発電機の搬送は、借りる側の訪問看護ステーションが、責任を持って行ってください。
(破損しないように注意して搬送してください)
- ⑤ 研修等で発電機を作動させたときは、新品のカセットボンベを補充し返却してください。
- ⑥ エンジンオイルは、100時間の使用毎に交換するので、短時間の使用では、借りる側で負担しませんが、長時間ご使用された場合は判断により、借りる側が補充していただくこととなりますのでご了解下さい。
- ⑦ 貸し出し時や返却時の発電機の状況については、貸す側、借りる側の双方で異常がないかどうか確認してください。
- ⑧ 訪問看護ステーションの看護師が、簡易発電機を利用者宅でデモンストレーションする際は、人工呼吸器等の精密機器には、絶対に接続しないでください。(特に支障のない電気製品につないで発電を確認する)
- ⑨ 利用者宅でのデモンストレーションで使用するガスボンベは、原則利用者の負担とします。
- ⑩ 実際に作動する際は、注意事項を厳守し安全な場所で行ってください。

5 簡易発電機運用 フロー図 (平時の運用)

1 平時からの事前準備と貸し出し手順



Ⅱ 発災時の簡易発電機の運用と注意点

1 拠点ステーションの利用者への貸し手順

(拠点ステーションが、当該ステーションの利用者に貸し出す場合)

1) 簡易発電機の貸し出しにおける注意事項の事前周知

- ① 拠点ステーションが簡易発電機を利用者に貸し出す際は、必ず事前に「呼吸器に簡易発電機を使用するにあたっての注意事項（利用者用）」（※様式3）を用いて利用者に注意事項を説明し利用者の同意を得てください。
- ② 簡易発電機の作動に際しては、訪問看護ステーションの看護師は支援を行いますが、それに伴う人工呼吸器の不具合や病状変化に関しては責任を負わないことを利用者にも同意を得ておいてください。
- ③ 簡易発電機に使用するカセットボンベやエンジンオイルは、利用者に準備してもらってください。

2) 簡易発電機の使用方法

- ① 簡易発電機に添付のマニュアルを遵守してください。使用方法を間違えた場合のトラブルは、使用者の自己責任とします。
- ② 簡易発電機に添付しているマニュアルは紛失や破損の内容に取り扱ってください。

2 ブロック内訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順 (ブロック内の訪問看護ステーション利用者に貸し出す場合)

1) 貸し出しの可否の確認

拠点ステーションがブロック内の訪問看護ステーションの利用者（事前登録者）に、簡易発電機の貸し出す場合（希望された場合）は、貸し出しを希望する訪問看護ステーションが、拠点ステーションに、直接貸し出しの可否を確認します。

2) 貸し出し申請書の受け取りと貸し出し

- ① 貸し出し時には、「簡易発電機を使用するにあたってのサポート時の注意事項・貸出使用申請書」（※様式2）にある注意事項を熟読していただき、すべての項目に同意した上で署名捺印をしてもらってください。
- ② 貸し出しの申し出が、複数の場合は、先着順として取り扱ってください。
- ③ 簡易発電機を借りる際の移送に関しては、原則、当該利用者の担当訪問看護ステーションが、拠点ステーションまで取りに行くこととします。

3) 返却

- ① ライフラインが復旧するなど、簡易発電機が不要になれば、速やかに拠点ステーションに返却するように促してください。
- ② 返却時は、貸し出しを行った物品が揃っているか、確認をお願いします。

3 他のブロックの訪問看護ステーションの利用者への貸し出し手順

1) 貸し出し可否の確認

- ①貸し出しを希望する訪問看護ステーションは、直接取りにいける地域の拠点ステーションに電話等で連絡して予約してください。
- ②他のブロックの利用者に簡易発電機を貸し出す場合も、事前に当該地域の拠点ステーションで登録されている利用者に限ります。

2) 貸し出し申請書の受け取りと貸し出し

- ①貸し出しを希望するステーションは、貸し出し側他ブロックの拠点ステーションに対しても「簡易発電機を使用するに当たってのサポート時の注意事項・貸出使用申請書」(※様式2)のすべての項目に同意し署名捺印してください。
- ②簡易発電機は、出来る限り、借りる側の訪問看護ステーションが、他ブロックの拠点ステーションに取りに行くようにしてください。

3) 返却

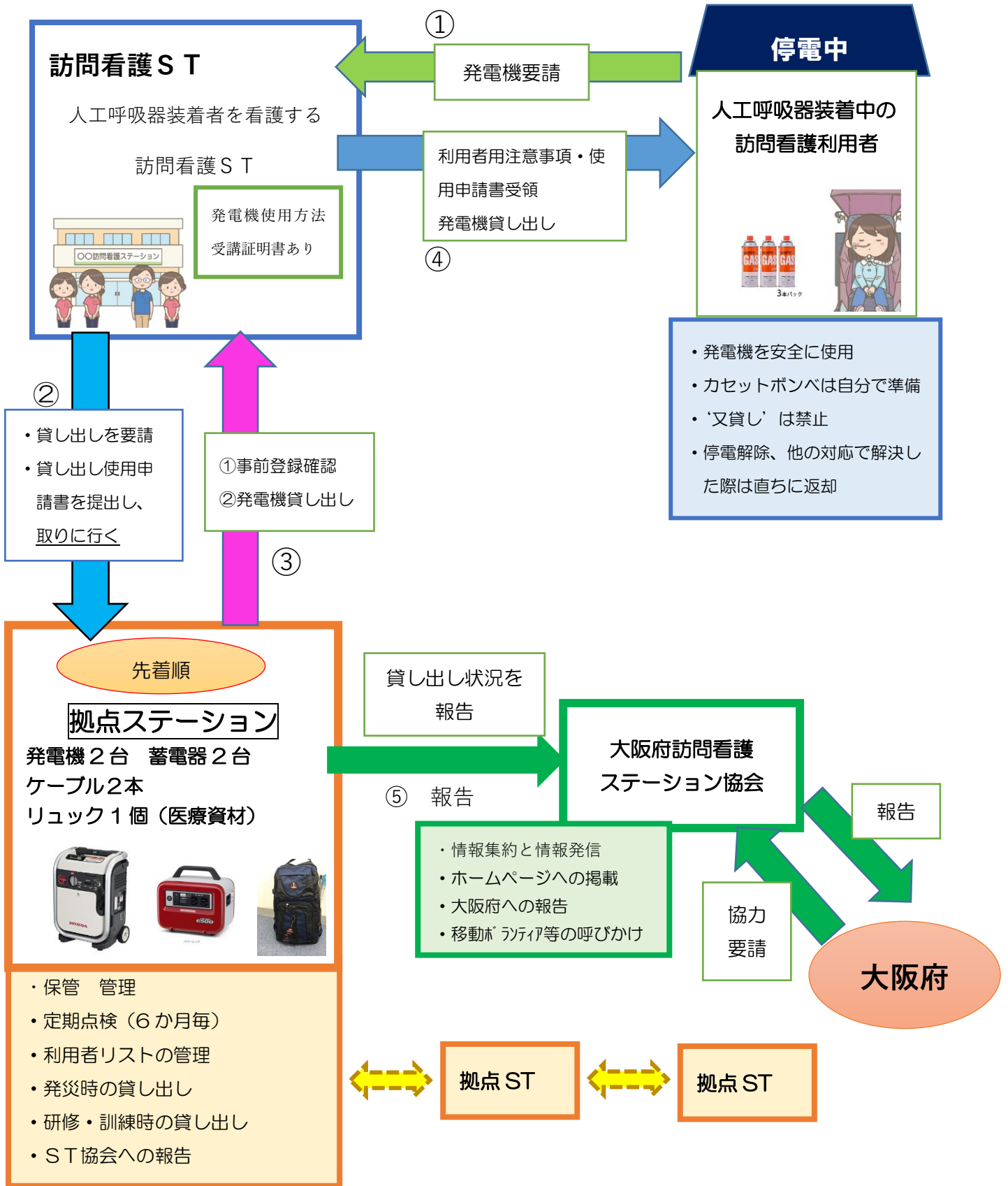
- ①ライフラインが復旧するなど、簡易発電機が不要になれば、速やかに拠点ステーションに返却するように促してください。
- ②返却時は、貸し出しを行った物品が揃っているか、確認をお願いします。
- ③引き続き、他の地域の訪問看護ステーションの利用者への貸し出し希望があった場合、一旦元の拠点ステーションに返却してから上記の手順で貸し出してください。(責任の所在があいまいになるような‘又貸し’はしないでください。)

4 情報の公開(拠点ステーション・貸し出し状況)と‘拠点間移動’

- ①大阪府訪問看護ステーション協会では、平時よりのホームページ上に、拠点ステーションの事業所名、住所等を公表しています。また、災害時には、拠点ステーションの簡易発電機の貸し出し状況をホームページで公表します。
- ②災害時には必要に応じてブロック長(又はブロック内の災害委員)から、ブロック内の拠点ステーションの発電機等の貸し出し状況を確認しますので報告をお願いします。
- ③貸し出し状況が報告され次第、速やかに大阪府訪問看護ステーション協会が、空き状況をホームページを一斉に公表します。
- ④公表された情報をもとに、協会職員または、呼びかけに応じることが出来るボランティアにより、拠点ステーションから被災地域の拠点ステーションに、発電機を移動させる場合があります。《拠点ステーション間移動》

5 簡易発電機運用 フロー図 (発災時の運用)

発災時(停電時)の発電機の貸し出し手順



D. 資料集

拠点ステーションにご協力いただきたい内容と注意事項（ご依頼）

◎様式 1；研修・訓練等における簡易発電機等の貸し出し及び使用申請書

◎様式 2；簡易発電機を使用するに当たってのサポート時の注意事項・
貸出使用申請書（訪問看護ST用）

◎様式 3；簡易発電機使用にあたっての注意事項・貸出使用申請書（利用者用）

◎様式 4；非常用電源等、発電機の使用研修受講証明書

◎様式 5；登録者リスト（票）

◎様式 6；発電機（蓄電池）使用チェックリスト

拠点ステーションへのご依頼内容と注意事項（ご依頼）

大阪府では、大阪府在宅患者支援整備事業により、2019年度より、簡易発電機等を配置・管理する拠点として、府内44カ所に拠点ステーションを設けることとなりました。災害発生時など緊急事態において、ライフラインが途絶えた場合、専用バッテリーのみで長時間にわたり人工呼吸器を稼働させるには、容量不足があると考えられます。災害発生時の対応は、セルフケアで対処して頂くのが基本ですが、緊急時には通電地域にも行けない・準備していた予備電源が使用できないなどの支障が出ることも想定されます。拠点ステーションは、災害発生時、簡易発電機の貸し出しの協力と、より安全な活用をしていただくためにも、平時からの簡易発電機の管理をお願いすることとなります。本書及びマニュアルよく読み、本事業の趣旨をご理解していただいた上で、ご協力をお願いいたします。なお、拠点ステーションは原則2年ごとの交代制とします。

(ステーション名)

設置期間 2020年1月10日～ 2022年3月31日

《貸し出しについて》

- 災害発生時に簡易発電機を使用される対象は既に登録がなされている訪問看護利用中の方となります。
- 早く少しでも多くの命を救えるよう、発電機の貸し出しは早く取りに来られた方順にお渡しください
- 震災で故障した場合など、貸し出しが実行できなくても、責任は負いません。またそういった危険性があるため利用者にはできるだけ個々のご家庭で事前に発電機、もしくはバッテリーや蓄電池を多めに持っていていただくよう日頃から勧めてください
- 簡易発電機の使用に必要なガスボンベは、利用者負担となります。
- 貸し出し前には必ず動作確認を行い、リストより登録者であるかの確認をお願いいたします
- 簡易発電機使用の研修をうけた訪問看護ステーションが受け取りにこられます。紛失や誤った使用を避けるため、注意事項を理解していただいた上で、貸し出し申請書にもれなく記入してもらって下さい
- もし不誠実と判断できる対応・練習不足と判断される謝った使用方法で発電機や呼吸器が故障した場合、対応した訪問看護事業所に修理にかかる費用等が請求される場合があります。(ご報告をお願いします)
- 発災時の被害が甚大な場合は必ず事業所を開けておかないといけなく、被災の程度が少ない事業所へ急きょ拠点STを変更するなど臨機応変な対応をして頂くことは可能です。

《返却について》

- 返却後は必ずメンテナンス及び動作確認を実施してください
- 求められた場合、他のステーションに貸し出し、使用方法の指導を行う事(その後はメンテナンスや動作確認をしてください)

《平時対応》

- メンテナンス・動作するかの確認は6ヶ月に1回必ず実施してください。
- 正しく指導できるよう日ごろより職員間で練習を行ってください
- 各ステーションからの事前申請があった場合、取りまとめ(登録者リスト作成)を、様式5により行ってください

《報告について》

- 災害が発生しご使用された場合、当協会にご報告いただきます(様式6)
- 破損・動作しないなど故障があれば速やかに大阪府訪問看護ステーション協会に知らせてください
- 1年に1回、発電機の管理状況を大阪府訪問看護ステーション協会にご報告いただきます(所定様式6)

《その他》

- 正しく管理して頂けていないと判断した場合、拠点ステーションは他のステーションに変更します
- 簡易発電機の配置・管理に関わる拠点ステーションへの費用負担・費用弁償はございません。
(エンジンオイルの支給は、当協会(ブロック会)が負担いたします。)

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
住所 大阪市中央区谷町6丁目4番8号 新空堀ビル205号
TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

様式1 研修・訓練時の貸し出しについての注意事項

人工呼吸器装着者の簡易発電機等の使用について、安全にサポートができるよう、訪問看護師等は、日頃から、研修・訓練等を行うことが大切です。当会では、簡易発電機等への知識・使用方法の熟知のために、訪問看護師などの支援者を対象とした、研修会・訓練の機会を各地域で設けております。なお、当会の行う研修・訓練以外にも、簡易発電機使用のための研修・訓練に、本事業の簡易発電機等の貸し出しも行っています。

- 研修・訓練のための貸し出しは、当会の研修・訓練を受けた訪問看護師が同席し、当該訪問看護師の監督下で行う場合にのみ許可します。
- 研修・訓練のための貸し出しを希望する場合は、拠点ステーションに貸し出しの予約をします。
- 簡易発電機の搬送は、借りる側の訪問看護ステーションが責任をもって行ってください。
(破損しないように注意してください)
- 研修・訓練等で簡易発電機等を使用する場合は、人工呼吸器等の精密機器に接続はしないでください。
- 当会及び、拠点ステーションで研修や訓練を行った場合は、研修や訓練を受けた訪問看護師等に対して『発電機使用研修受講証明書』の発行をすることができます。(発行なされない場合、様式は当会ホームページからもダウンロードできますので、研修をうけた訪問看護師が自身で記入していただいで結構です)
- 簡易発電機を発動させるためのカセットポンベは借りる側で準備をしてください。
- 貸し出し時や返却時は、貸す側と借りる側の双方で故障等がないか確認してください。
- 簡易発電機等を作動する際は、注意事項を厳守し安全な場所(屋内不可)で行って下さい。
また、簡易発電機は水に弱く、水に濡れると感電や故障の原因となりますのでご注意ください。

研修・訓練等における簡易発電機等の貸し出し及び使用申請書

大阪府訪問看護ステーション協会 御中

私は、上記説明を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します。

ステーション名 _____

住所 _____

連絡先 _____

貸借物品

簡易発電機

(台)

蓄電池 (台)

ケーブル (本)

その他 ()

貸借日 令和 年 月 日

借りに来られた方の氏名 _____

対象となる利用者の氏名 _____

返却日 令和 年 月 日

氏名 _____

※ 本書は、2枚記入し、拠点ステーション・訪問看護ステーションの相互で保管(複写可)

様式2

簡易発電機を使用するに当たってのサポート時の注意事項(訪問看護ST用)

災害発生時など緊急事態において、ライフラインが途絶えた場合、専用バッテリーのみで長時間にわたり人工呼吸器を稼働させるには、容量不足があると考えられます。災害発生においてまずはセルフケアで対処して頂くのが基本ですが、通電地域にも行けない・想定していた予備の電源確保が何らかの支障が出た場合緊急時に簡易発電機を貸し出しする事業です。

- 利用者に貸し出す際は訪問看護ステーション利用中の利用者には貸し出せません
早く少しでも多くの命を救えるよう、発電機の貸し出しは早く取りに来られた方順にお渡しします。
震災で故障した場合などは貸し出せなくても責任は負いません。またそういった危険性があるため利用者にはできるだけ個々のご家庭で事前に発電機、もしくはバッテリーや蓄電池を多めに持っていただくよう日頃から勧めてください
この用紙と交換に発電機をお貸しします。事前に熟読しておいてください。
利用者には利用者用の注意事項を必ず説明・再確認してください
使用する住所が申請時と異なる場合は、拠点ステーションに速やかに連絡してください
訪問看護ステーションは発電機を講習・練習用に借りることができます(いざと言う時使用できるための講習や練習以外には使用しないでください。返却時は動作確認してください)
簡易発電機の使用における研修は、事前に必ずご受講下さい。(始動は研修を受けた職員のみとします)
利用者に発電機を渡すだけでは終わらない事
初めて発電機を使用する利用者(また、呼吸器の他の機種では使用経験があるが、今回は違う機種の呼吸器である場合も含む)の場合、必ず「発電機の使用方法受講証明書」(→冊子内にあります。)を持っている訪問看護ステーションスタッフ(看護師・准看護師・セラピスト)と一緒に起動・動作確認をしてください。発電機との接続終了時やボンベの交換は家人にてしてもらって下さい。(夜は予備バッテリーを使うほうが静かです)ので助言して差し上げて下さい。
呼吸器と発電機を繋ぎ呼吸器の動作が不良である場合蘇生バッグによる人工呼吸を行って下さい
もし不誠実と判断できる対応・練習不足と判断される謝った使用方法で発電機や呼吸器が故障した場合、対応した看護師・事業所に修理にかかる費用等が請求される場合があります。
破損・動作しないなど故障があれば速やかに拠点ステーションに知らせてください
ライフラインが復旧し(復電し)発電機が不要になった場合は、速やかに返却してください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
住所 大阪市中央区谷町6丁目4番8号 新空堀ビル205号
TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

拠点ステーション(発電機設置拠点)の連絡先

ステーション名
住所 連絡先

大阪府災害体制整備事業における簡易発電機等の貸し出し及び使用申請書

大阪府訪問看護ステーション協会 殿

私は、上記説明を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します

ステーション名

住所

連絡先

貸借物品 □簡易発電機 (台) □蓄電池 (台) □ケーブル (本)

貸借日 令和 年 月 日

借りに来た人の氏名

対象となる利用者氏名

返却日 令和 年 月 日

氏名

様式4 発電機の使用方法研修・訓練受講証明書

- 発電機を使用する時、必ず「発電機の使用方法受講証明書」を持っている訪問看護ステーションスタッフが一緒に起動、動作確認をして頂きます。
- 安全に使用して頂くため、できるだけ多くのスタッフが、発電機の使用方法についての研修を受講して下さい。（発電機の始動等は、研修・訓練を受けた看護師のみとしています）
- 「発電機の使用方法」の研修に参加されましたら、下記の用紙に、研修受講年月日、ステーション名、氏名、を記入して携帯し、発電機を借り受ける際には提示し、受講済である確認を受けてください。

 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用方法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏 名) _____</p>	 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用方法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏 名) _____</p>
 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用方法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏 名) _____</p>	 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用方法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏 名) _____</p>
 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用方法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏 名) _____</p>	 <p>発電機使用方法受講証明書</p> <p>年 月 日 発電機の使用方法 についての研修を受講しました。</p> <p>(ステーション名) _____</p> <p>(氏 名) _____</p>

ネームプレートなどに入れて携帯してください。

様式5

登録者リスト (ブロック・拠点ステーション：) No.

No.	登録利用者の氏名	登録利用者の住所	担当訪問看護ステーション名 (担当者；)	訪問看護ステーション連絡 先
1			(担当者；)	TEL FAX
2			(担当者；)	TEL FAX
3			(担当者；)	TEL FAX
4			(担当者；)	TEL FAX
5			(担当者；)	TEL FAX
6			(担当者；)	TEL FAX
7			(担当者；)	TEL FAX
8			(担当者；)	TEL FAX
9			(担当者；)	TEL FAX
10			(担当者；)	TEL FAX

様式6 発電機使用チェックリスト・報告書 (ブロック 拠点ステーション：) 発電機No.

チェック日 (年月日)	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /
始動 手順 A-1～A-4 の通りできた。						
始動に問題なかった。						
※「問題あり」の場合は協会又は報告のこと						
作動 作動目的	点検・研修 訓練・災害	点検・災害 その他 ()	点検・災害 その他 ()	点検・災害 その他 ()	点検・災害 その他 ()	点検・災害 その他 ()
作動時間小計 (初回 20 時間、以降 100 時間作動毎)	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
積算時間 (前回オイル交換後からの積算時間)	時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
オイル交換 (初回 20 時間、以降 100 時間作動毎)	済・未	済・未	済・未	済・未	済・未	済・未
備品確認 非常用電源及び備品の確認	<input type="checkbox"/> 全て揃っている <input type="checkbox"/> 不足物品あり	<input type="checkbox"/> 全て揃っている <input type="checkbox"/> 不足物品あり	<input type="checkbox"/> 全て揃っている <input type="checkbox"/> 不足物品あり	<input type="checkbox"/> 全て揃っている <input type="checkbox"/> 不足物品あり	<input type="checkbox"/> 全て揃っている <input type="checkbox"/> 不足物品あり	<input type="checkbox"/> 全て揃っている <input type="checkbox"/> 不足物品あり
不足物品の種類・数						
確認者氏名						
備考						
ステーション協会への報告日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

FAX 送信先 : 大阪府訪問看護ステーション協会 (06-6767-3801)

E. 物品リスト

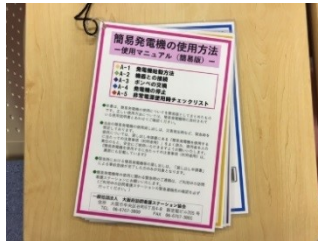
◎非常用電源等の物品リスト

◎災害時応援医療材料（リュック）のリスト

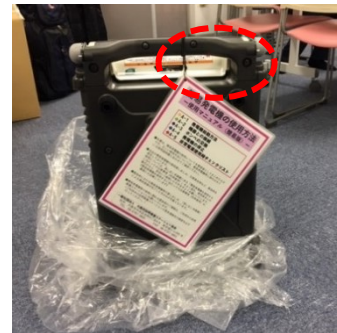
1. 発電機 (2台)



□ 発電機 (HONDAエネポ)
×2台



□ ラミネートマニュアル
表紙+A1~A5 計6枚



発電機の裏側にカードリング
と綴り紐で装着

2. 蓄電池 (2台)



□ 蓄電池 2台

3. ケーブル2本 (①と②各1本ずつ)

- ①蓄電池と発電機をつなぐためのケーブル
- ②車のシガーソケットから電源を取る際のケーブル (蓄電池と繋ぐ)
※ケーブルは、医療資材リュックに入っています。




4. その他

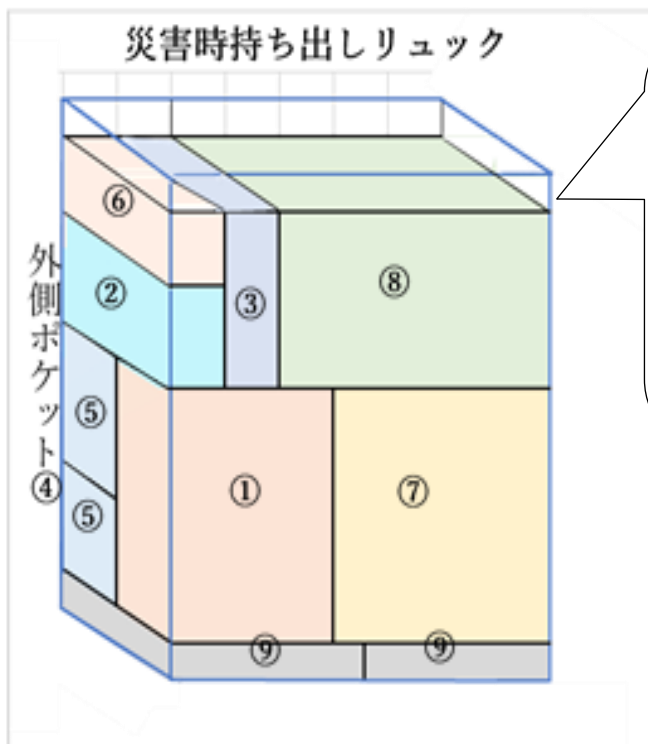
- エンジンオイル 2本
- ガスボンベ 12本
- エンジンオイル 廃棄用トレー
- エンジンオイル 給油用ボトル



災害時応援医療材料(リュック)のリスト

		医療材料	数量	チェック
		リュック	1個	
①		血圧計	1台	
②		パルスオキシメーター	1台	
③		手動式吸引器	1台	
④		吸引カテーテル	8Fr	
			10Fr 5本	
⑤		蘇生バッグ	2個	
⑥		人工鼻	10個	

⑦		メラ酸素供給チューブ (人工鼻用)	1箱 (5本)	
⑧		ネオケア(衛生材料セット)	1個	7
⑨		3個口延長コード 10m	2個	



リュックの中の
 収納は、左図のよう
 にしていただく事
 で スッキリと
 収納できます。

リュックには、番
 号のついたキー
 ホルダーがつい
 ています。



F 簡易発電機等の梱包・

開封時の注意点

簡易発電機等の梱包・開封時の注意点

(拠点ステーションが移動する場合)

◎ 拠点ステーションは、原則 2 年に 1 回、変更となります。この際、下記のように、移動前の物品のチェック、移動後の動作確認と物品のチェックを行っていただきます。

★移動前の物品のチェックを確実に

拠点ステーションが移動となった場合などには、本マニュアル（拠点ステーションマニュアル）及び、非常用電源等、医療資材等（リュック）等の物品を、物品リスト表（チェックリスト等）を用いて確実に次の拠点ステーションへお渡してください。

★宅配等を行う場合はご注意下さい

◎ やむを得ず、宅配等で簡易発電機等をお送りされる場合は、機器が破損しないように、専用段ボールにいられていただくか、緩衝材等を使用の上で、段ボール箱に入れるなど、破損がないようにご注意ください。

（エンジンオイルの挿入口が必ずきっちりしまっているか、残留ガスが残っていないか）

◎ 拠点ステーションが移動するために、宅配等に要した費用は、ご連絡いただけましたら、当協会が、送料（実費）を負担します。

★発電機の動作確認を速やかに（受け取った側）

◎ 発電機を受け取った拠点ステーションでは、「発電機使用チェックリスト」を使用し、できる限り速やかに、発電機が動くかの作動確認をしてください。

〔安全に作動、終了できるよう、使用マニュアル（A 1～A 5）を用いて、安全に行ってください。〕この時、オイル交換日のチェック（※）なども行いましょう。

※オイル交換は、初回 20 時間、以降 100 時間使用毎に交換

★収納方法

◎ 発電機は、停止後、発電機の残留ガスを使い切ってから、収納して下さい。

段ボールは捨てないようにして下さい。（平時は、段ボール保管をお勧めします。）

◎ 拠点ステーション用マニュアル（本書）は、いつでも確認できるよう、わかりやすい場所に設置をお願いします

★解らないことがある場合は

◎ わからないことなどありましたら、ブロックの災害委員又は、当協会まで、お気軽にご連絡ください。詳しい内容は、前述の C. 簡易発電機の運用マニュアル（拠点ステーション用）をご参照ください。

G. その他

◎発電機の保証書のコピー

◎蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

◎発電機の簡単操作手順ガイド・発電機安心電源パック・送り状 他
(透明ファイルにまとめて入っています)

◎発電機の保証書のコピー

(ここにお入れ下さい)

◎蓄電池の保証書のコピー・お客様登録シート

(ここにお入れ下さい)

◎発電機の簡単操作手順ガイド

発電機安心電源パック・送り状 他

(透明ファイルにまとめて、ここにお入れ下さい)